

平成29年7月コンセンサス版

礼文町通学路交通安全プログラム

礼文町通学路安全対策協議会

□プログラムの目的

このプログラムは、礼文町の児童生徒が安全に通学できる通学路を確保するため、関係機関が連携して「礼文町通学路交通安全プログラム」を策定し、その実現に向けた検討を行う事を目的とします。

□通学路安全対策協議会の設置

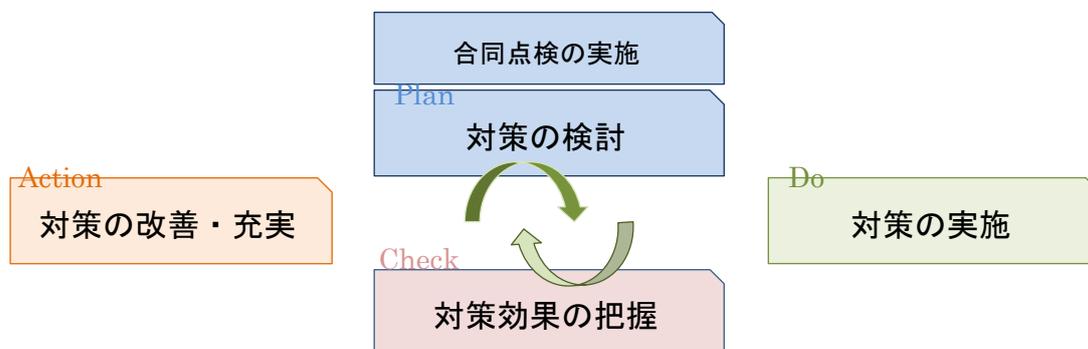
このプログラムの策定・検討のため「礼文町通学路安全対策協議会」を設置します。

(委員/2017.4.1 現在)

- (1) 北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部礼文出張所
- (2) 北海道警察旭川方面稚内警察署香深駐在所
- (3) 北海道警察旭川方面稚内警察署船泊駐在所
- (4) 礼文町総務課 (防犯・交通安全)
- (5) 礼文町建設課 (町道設置・管理)
- (6) 礼文町教育委員会
- (7) 礼文町立礼文小学校
- (8) 礼文町立香深井小学校
- (9) 礼文町立船泊小学校
- (10) その他礼文町教育委員会が認めたもの

□基本となる取り組みの方針

このプログラムの安定的な実現を図るため、継続的に合同点検を実施し、その効果の把握や対策の改善・充実 (PDCA サイクル) を図ります。



1.合同点検の実施

通学路の状況を把握するため1年に2回程度（春・秋）委員による合同点検を実施します。

2.対策の検討と合意形成

合同点検の結果に基づき、安全対策が必要となった箇所について、防護柵設置等のハード面や安全教育・指導等のソフト面といった具体的な対策案を検討します。

3.対策の実施

関係者間で連携を図り、円滑に実施します。

4.効果の検証と把握

対策を実施した箇所の効果を担当部署毎に検証・把握し、協議会において情報交換を行います。

5.改善と充実

合同点検や対策の効果を踏まえ、必要に応じて対策の改善と充実を図ります。

□結果等の公表

効果等については必要に応じて公表します。